



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 令和三年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置の内容等……………（産業労働局農林水産部水産課）…二
- 令和二年度種苗生産事業者講習会の開催……………（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三

告示

● 東京都告示第千四百八十号

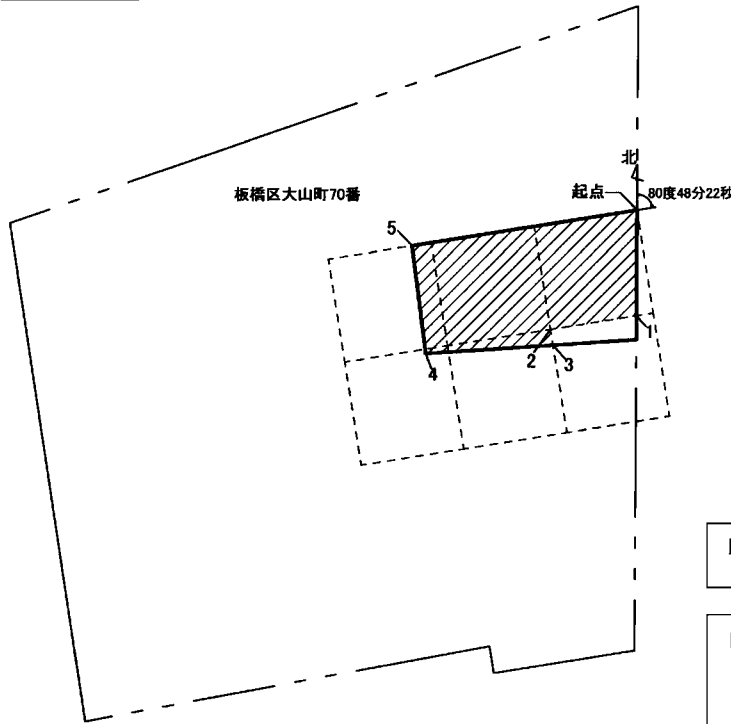
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（板橋区大山町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



座標値一覧

地点	X座標	Y座標
1	-27888.0051	-12076.9655
2	-27899.3128	-12085.2188
3	-27890.8384	-12084.9771
4	-27891.6440	-12097.1960
5	-27881.2960	-12098.5080

※表中の座標値は、世界測地系座標により作成した。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 要措置区域

【起点】

起点は、座標値(X=-27877.8710、Y=-12076.9070)とする。

【格子の回転角度(80度48分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面のうち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和二年十二月十日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

とびうお流し刺し網漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

ア 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

四十隻

イ 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 操業区域

伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、夫婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面)のうち許可証に記載された区域

(五) 漁業時期

周年

(六) 漁業を営む者の資格

大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者であること。

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和二年十二月十日から令和三年一月十八日まで

●東京都告示第千四百八十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、令和二年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和二年十二月十日

東京都知事 小池 百合子

一 講習会開催の日時及び場所

開催期日	開始時間	開催場所
令和三年一月十九日（火曜日）	午前九時	公益財団法人 立川市富士見町三丁目八番
		東京都農林水産振興財団立川庁舎 一号

二 講習の科目及び時間

- (一) 種苗に関する法令 二時間
- (二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- (三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講対象者

原則として、配布の目的をもって、林業用に供される樹木（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ及びとどまつの七樹種）の種子、穂木、茎、根又は苗木（幼苗を含む。）を採取し、又は育成する事業を行うとする者又は当該事業に従事しようとする者とする。

四 受講申込手続

受講希望者は、令和二年十二月十四日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までに受講申込書に所定事項を記入捺印し、東京都産業労働局農林水産部森林課又は東京都森林事務所森林産業課に提出すること。

五 講習手数料

一万四千元

六 その他

- (一) 詳細については、東京都産業労働局農林水産部森林課森林産業担当（〇三―五三二〇―四八五五）へ問い合わせること。
- (二) この講習会を受け所定の課程を修了した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

なお、この講習修了証明書がないと生産事業者の登録が受けられない。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

あきる野市雨間字塚場二百四十五番五から同番七まで
千代田区神田神保町一丁目百五番地
旭化成不動産レジデンス株

株式会社 代表取締役 兒玉 芳樹

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

府中市新町一丁目四十八番十地の一
府中市天神町三丁目十九番地の一
堀江 成治

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

